

兵庫県公報

平成22年5月11日 火曜日 第2182号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示	ページ
○ 家畜伝染病の発生（畜産課）	1
○ 第5種共同漁業権遊漁規則の変更認可（水産課）	2
○ 同 上（同）	2
○ 保安林の指定（豊かな森づくり課）	3
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	5
○ 保安林の指定の解除予定（同）	5
○ 保安林の指定の解除予定通知（同）	6
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水質課）	6
○ 同 上（同）	7
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	10
○ 土地区画整理組合の理事の氏名等の届出（市街地整備課）	10
公 告	
○ 特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請（地域協働課）	10
○ 特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請（同）	11
○ 立入調査権限者身分証票無効公告（青少年課）	12
公安委員会告示	
○ 警備員指導教育責任者講習の実施	12
警察本部公告	
○ 入札公告	14

告 示

兵庫県告示第546号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成22年5月11日

兵庫県知事 井戸敏三

1 家畜伝染病の種類	結核病
2 家畜の種類	牛（ホルスタイン種）
3 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数	疑似患畜 1頭
4 発生場所	南あわじ市
5 発生年月日	平成22年4月15日
6 その他参考となるべき事項	ツベルクリン検査により発見

~~~~~

**兵庫県告示第547号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第5項の規定により第5種共同漁業権遊漁規則の変更を平成22年4月20日に次のとおり認可した。

平成22年 5月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 漁業権者  
名 称 揖保川漁業協同組合  
所在地 宍粟市山崎町五十波1013
- 2 漁業権番号  
内共第7号
- 3 認可に係る変更の内容  
第3条第3項の表19及び20の項を次のように改める。

|    |                                   |
|----|-----------------------------------|
| 19 | 山崎町川戸井堰の下流にある標柱から下流旧戸原橋の標柱までの区域   |
| 20 | 山崎町下比地の香山井堰にある標柱から下流山崎町川戸の樋門までの区域 |

- 4 変更後の第5種共同漁業権遊漁規則の施行期日  
認可の日から施行する。



**兵庫県告示第548号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第5項の規定により第5種共同漁業権遊漁規則の変更を平成22年4月20日に次のとおり認可した。

平成22年 5月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 漁業権者  
名 称 岸田川漁業協同組合  
所在地 美方郡新温泉町浜坂2143-10
- 2 漁業権番号  
内共第13号
- 3 認可に係る変更の内容  
第8条第2項中

|                   |                         |
|-------------------|-------------------------|
| 「美方郡新温泉町浜坂2143-10 | 浜坂町商工会内<br>岸田川漁業協同組合事務所 |
| 浜坂525             | 川夏釣具店                   |
| 浜坂2337            | 高山カメラ店                  |
| 二日市751-1          | 山川商店                    |
| 三谷224             | 海鮮魚市（有）山米               |
| 井土840-1           | ファミリーマート<br>マツモト湯村店     |
| 井土1400-1          | ブルースカイ                  |
| 今岡243-1           | 中島石油店                   |
| 七釜48              | ローソン 新温泉七釜店             |
| 千谷243-1           | 八田コミュニティセンター            |
| 戸田250             | 井上 幸子                   |
| 細田10-1            | 湯の町石油（有）                |
| 湯99               | 福島理髪店                   |
| 豊岡市船田1301         | （有）松田釣具店                |
| 船町333-1           | フィッシュオン 豊岡店             |
| 朝来市和田山町東谷331      | 日下部釣具店                  |
| 宍粟市山崎町山田179-2     | 高井釣具店                   |

|                   |              |
|-------------------|--------------|
| 神戸市兵庫区新開地1-4-6    | (有) 岩井釣具     |
| 鳥取市川端 2-225       | 茶谷釣具店        |
| 鳥取市湖山町北 1-557     | (株) 真山釣具     |
| 鳥取市千代水 1-142      | ポイント 鳥取店     |
| を                 |              |
| 「美方郡新温泉町浜坂2143-10 | 浜坂町商工会内      |
|                   | 岸田川漁業協同組合事務所 |
| 浜坂525             | 川夏釣具店        |
| 浜坂2337            | 高山カメラ店       |
| 二日市751-1          | 山川商店         |
| 三谷224             | 海鮮魚市(有) 山米   |
| 井土840-1           | ファミリーマート     |
|                   | マツモト湯村店      |
| 井土1400-1          | ブルースカイ       |
| 今岡243-1           | 中島石油店        |
| 七釜48              | ローソン 新温泉七釜店  |
| 千谷243-1           | 八田コミュニティセンター |
| 戸田250             | 井上 幸子        |
| 細田10-1            | 湯の町石油(有)     |
| 湯99               | 福島理髪店        |
| 豊岡市船田1301         | (有) 松田釣具店    |
| 船町333-1           | フィッシュオン 豊岡店  |
| 朝来市和田山町東谷331      | 日下部釣具店       |
| 宍粟市山崎町山田179-2     | 高井釣具店        |
| 宍粟市一宮町安積1333-9    | 小国釣具         |
| 神戸市兵庫区新開地 1-4-6   | (有) 岩井釣具     |
| 鳥取市川端 2-225       | 茶谷釣具店        |
| 鳥取市湖山町北 1-557     | (株) 真山釣具     |
| 鳥取市千代水 1-142      | ポイント 鳥取店     |

に改める。

- 4 変更後の第5種共同漁業権遊漁規則の施行期日  
認可の日から施行する。



**兵庫県告示第549号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成22年 5月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林の所在場所  
美方郡新温泉町中辻字打置1131の1、1133（次の図に示す部分に限る。）、1133の1、宇ス谷1189、1189の1、1213の1から1213の3まで、宇岩後谷1337、1337の1、1348、1368、1373の1、宇大関谷1400の2、1400の3
- 2 指定の目的  
水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第550号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成22年 5月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林の所在場所  
美方郡新温泉町越坂字城山1027、1028、1031の1から1031の3まで、1031の5、字牛ヶ峰1092、1093
- 2 指定の目的  
水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第551号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成22年 5月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林の所在場所  
美方郡新温泉町岸田字下肥前畑3834の6、3834の8、3834の10、3834の11、3834の13、3834の14
- 2 指定の目的  
水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第552号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成22年 5月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林の所在場所  
豊岡市竹野町森本字岩淵592、593、字家ノ奥1166、1167、1167の1

- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字家ノ奥1166・1167（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第553号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。  
平成22年 5月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林の所在場所  
豊岡市竹野町下塚字助谷220から222まで、223の1から223の4まで、224、225、226の1、226の2、227、227の1、227の2、228から230まで、230の1、231、232、232の1、233の1、233の2、234から237まで、237の1、238の1、238の2
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字助谷220・236・237（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、221、222
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第554号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。  
平成22年 5月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 解除予定保安林の所在場所  
丹波市氷上町三原字向山1の54、字南奥嶋2の9、3の11（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第555号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成22年 5月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 解除予定保安林の所在場所  
丹波市氷上町三原字向山 1 の56
- (2) 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- (3) 解除の理由  
道路用地とするため
- 2 (1) 解除予定保安林の所在場所  
丹波市氷上町三原字向山 1 の50
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 解除の理由  
道路用地とするため



**兵庫県告示第556号**

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第 5 条第 1 項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成22年 5月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 申請の概要
  - (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
和光純薬工業株式会社播磨工場  
赤穂市折方1543番地  
工場長 名古屋 守
  - (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
和光純薬工業株式会社播磨工場  
赤穂市折方1543番地

(3) 特定施設に関する事項

|                                        |                         |              |         |
|----------------------------------------|-------------------------|--------------|---------|
| 種                                      | 類                       | 46号ろ過施設      |         |
| 能                                      | 力                       | バスケット容量165 L |         |
| 工 事 着 手 予 定 年 月 日                      |                         | 許可後          |         |
| 工 事 完 成 予 定 年 月 日                      |                         | 着手後10日       |         |
| 使 用 開 始 予 定 年 月 日                      |                         | 完成後          |         |
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間                    |                         | 8時～翌8時 8時間   |         |
| 使用時間の季節的変動の概要                          |                         | なし           |         |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値 | 区 分                     | 通 常          | 最 大     |
|                                        | 水 素 イ オ ン 濃 度<br>(水素指数) | 6～8          | 5.8～8.6 |
|                                        | 生物化学的酸素要求量<br>(単位 mg/L) | —            | —       |
|                                        | 化学的酸素要求量<br>(単位 mg/L)   | 1,000        | 2,000   |
|                                        | 浮 遊 物 質 量<br>(単位 mg/L)  | 20           | 50      |
|                                        | 窒 素 含 有 量<br>(単位 mg/L)  | —            | —       |
|                                        | り ん 含 有 量<br>(単位 mg/L)  | —            | —       |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 kg/日)    |                         | 2,161        | 2,161   |

備考 既設特定施設を廃止するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成22年 5月11日から同年 6月 1日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水質課及び赤穂市市民部環境課



兵庫県告示第557号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成22年 5月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
株式会社カネカ高砂工業所  
高砂市高砂町宮前町1番8号  
執行役員高砂工業所長 岩 澤 哲
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
株式会社カネカ高砂工業所  
高砂市高砂町宮前町1番8号

## (3) 特定施設に関する事項

|                                                  |                              |                     |       |         |       |
|--------------------------------------------------|------------------------------|---------------------|-------|---------|-------|
| 種 類                                              | 30号ハ 遠心分離機 (No. 1)           | 30号ハ 遠心分離機 (No. 2)  |       |         |       |
| 能 力                                              | 6 m <sup>3</sup> /時          | 2 m <sup>3</sup> /時 |       |         |       |
| 工 事 着 手 予 定 年 月 日                                | 許可後                          | 同 左                 |       |         |       |
| 工 事 完 成 予 定 年 月 日                                | 着手後2ヶ月                       | 同 左                 |       |         |       |
| 使 用 開 始 予 定 年 月 日                                | 完成後                          | 同 左                 |       |         |       |
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間                              | 24時間連続                       | 9時～18時 6時間          |       |         |       |
| 使用時間の季節的変動の概要                                    | なし                           | 同 左                 |       |         |       |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値          | 区 分                          | 通常                  | 最大    | 通常      | 最大    |
|                                                  | 水素イオン濃度<br>(水素指数)            | 10～12               | 10～13 | 6～8     | 6～11  |
|                                                  | 生物化学的酸素要求量<br>(単位 mg/L)      | —                   | —     | —       | —     |
|                                                  | 化学的酸素要求量<br>(単位 mg/L)        | 53未満                | 53    | 2,500未満 | 2,500 |
|                                                  | 浮遊物質<br>量<br>(単位 mg/L)       | 136未満               | 136   | 70未満    | 70    |
|                                                  | 窒素含有量<br>(単位 mg/L)           | 529未満               | 529   | 1,700未満 | 1,700 |
|                                                  | りん含有量<br>(単位 mg/L)           | 8未満                 | 8     | 63未満    | 63    |
|                                                  | ノルマルヘキサン抽出物質含有量<br>(単位 mg/L) | 14未満                | 14    | 12未満    | 12    |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日) | 57.5未満                       | 57.5                | 2.3未満 | 2.3     |       |

備考 既設特定施設を廃止するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。



|                       |       |                       |       |
|-----------------------|-------|-----------------------|-------|
| 30号ハ 遠心分離機<br>(No. 3) |       | 30号ハ 遠心分離機<br>(No. 4) |       |
| 0.5m <sup>3</sup> /時  |       | 20L/回                 |       |
| 同 左                   |       | 同 左                   |       |
| 同 左                   |       | 同 左                   |       |
| 同 左                   |       | 同 左                   |       |
| 9時～18時 5時間            |       | 9時～18時 3時間            |       |
| 同 左                   |       | 同 左                   |       |
| 通 常                   | 通 常   | 最 大                   | 通 常   |
| 6～8                   | 6～11  | 6～8                   | 6～11  |
| —                     | —     | —                     | —     |
| 2,500未満               | 2,500 | 600未満                 | 600   |
| 65未満                  | 65    | 65未満                  | 65    |
| 1,700未満               | 1,700 | 408未満                 | 408   |
| 50未満                  | 50    | 12未満                  | 12    |
| 12未満                  | 12    | 12未満                  | 12    |
| 0.16未満                | 0.16  | 0.005未満               | 0.005 |

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成22年 5月11日から同年 6月 1日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水質課及び高砂市生活環境部環境政策課



**兵庫県告示第558号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成22年 5月11日から供用を開始する。

その関係図面は、平成22年 5月11日から 2週間、丹波県民局丹波土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成22年 5月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 道路の種類<br>路線名  | 道路の区域                                 |    |                 |               |    |
|---------------|---------------------------------------|----|-----------------|---------------|----|
|               | 区 間                                   | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) | 備考 |
| 県道<br>市野々西野々線 | 篠山市中原山字鳥居本2番2から<br>同 市下原山字畑谷道下610番1まで | 旧  | 4.0から<br>22.0まで | 254.0         |    |
|               |                                       | 新  | 7.0から<br>22.0まで | 252.0         |    |
| 県道<br>丸山南新町線  | 篠山市知足字知足ノ坪151番から<br>同 市知足字知足ノ坪145番まで  | 旧  | 6.0から<br>10.0まで | 162.0         |    |
|               |                                       | 新  | 6.0から<br>12.0まで | 162.0         |    |



**兵庫県告示第559号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、上郡町竹万土地区画整理組合から次のとおり理事の氏名等の届出があった。

平成22年 5月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

|         | 氏 名     | 住 所            |
|---------|---------|----------------|
| 退任副理事長  | 福 田 擴   | 赤穂郡上郡町竹万158番地  |
| 新任副理事長  | 三 浦 義 人 | 同 郡同 町竹万430番地2 |
| 退 任 理 事 | 和 田 兵 衛 | 同 郡同 町竹万281番地4 |

公 告

**特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請**

特定非営利活動法人の設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局地域協働課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあった年月日から 2月間とする。

平成22年 5月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 申請のあった年月日 平成22年 4月14日
- (2) 特定非営利活動法人の名称等
  - ア 名称 NPO法人食をプロデュースする淡路島

- イ 代表者の氏名 尾上昌史
- ウ 主たる事務所の所在地 洲本市納319番地 淡路共正陸運(株)内
- エ 定款に記載された目的

この法人は、幼児から高齢者まで多くの市民に対して、淡路島の資源を活用した農水産物を中心とした作物等の普及啓発、淡路島への移住や就労の支援及び太陽熱発電を主としたエネルギー活用に関する普及啓発を行うことで、循環型地域社会の構築に寄与することを目的とする。

- 2(1) 申請のあった年月日 平成22年4月14日

- (2) 特定非営利活動法人の名称等

- ア 名称 NPO法人早期英語教育開発支援センター

- イ 代表者の氏名 松浦勉
- ウ 主たる事務所の所在地 川西市水明台2丁目1番地の94
- エ 定款に記載された目的

この法人は、小学校教員、幼稚園教員、保育士等に対して、教育現場における英語教育を円滑に実施するための支援に関する事業及び英語教育の知識を備えた教員、保育士、指導者等の人材育成事業を行い、教育現場の活性化及び英語教育の改善と推進に寄与することを目的とする。

- 3(1) 申請のあった年月日 平成22年4月14日

- (2) 特定非営利活動法人の名称等

- ア 名称 特定非営利活動法人浜坂橋基金

- イ 代表者の氏名 森田仁
- ウ 主たる事務所の所在地 美方郡新温泉町芦屋853番地の2
- エ 定款に記載された目的

この法人は、兵庫県美方郡新温泉町内の公立高等学校の良好な学び舎としての改善維持発展を地域が一丸となって支援し、更に同校に在籍する生徒を始め、この地域の子どもの大学の進学や海外留学等個々の主体性を持った能力開発に関する多様な支援事業を実施することにより、地域人となる多彩な人材を育成するとともに、まちづくり活動の支援等に関する事業を行い、もって地域の維持活性化に寄与することを目的とする。



**特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請**

特定非営利活動法人から定款変更に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第5項において準用する同法第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例(平成10年兵庫県条例第39号)第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局地域協働課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあった年月日から2月間とする。

平成22年5月11日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1(1) 申請のあった年月日 平成22年4月14日

- (2) 特定非営利活動法人の名称等

- ア 名称 特定非営利活動法人PEACE CYCLE
- イ 代表者の氏名 岸本康弘
- ウ 主たる事務所の所在地 姫路市東今宿4丁目6-12 珈琲館ビル205号
- エ 定款に記載された目的

この法人は、播磨地域の子ども・不登校生への教育、ニート等の就職困難者への就職支援に関する事業を展開するとともに、世界に向けて平和のメッセージを発することで、全ての人々が手と手を取り合って仲良くそして生き生きと過ごせる社会の構築に寄与することを目的とする。

- 2(1) 申請のあった年月日 平成22年4月14日

- (2) 特定非営利活動法人の名称等

- ア 名称 特定非営利活動法人芦屋市体育協会
- イ 代表者の氏名 西田俊一
- ウ 主たる事務所の所在地 芦屋市山芦屋町28番4号

エ 定款に記載された目的

この法人は、地域住民を中心に、スポーツ及び文化の指導・講習会・競技会等を行い、芦屋市におけるスポーツ及び文化の普及・振興に寄与することを目的とする。



**立入調査権限者身分証票無効公告**

次に掲げる証票は、紛失の日から無効とする。

平成22年 5月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 種 類                     | 番 号    | 交付年月日       | 紛失年月日       |
|-------------------------|--------|-------------|-------------|
| 青少年愛護条例第28条に規定する立入調査証明書 | H21043 | 平成21年 5月13日 | 平成22年 4月 8日 |

**公 安 委 員 会 告 示**

**兵庫県公安委員会告示第142号**

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）第6条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）について、規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

平成22年 5月11日

兵庫県公安委員会

委員長 下 村 俊 子

1 新規取得講習及び追加取得講習に係る警備業務の区分等

(1) 警備業務の区分

法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「施設警備業務」という。）

(2) 実施日

ア 新規取得講習

平成22年 6月14日（月）から同月22日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の7日間

イ 追加取得講習

平成22年 6月17日（木）から同月22日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の4日間

(3) 実施場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階教育センター

(4) 修了考査の実施

新規取得講習、追加取得講習ともに、6月22日（火）に修了考査（新規取得講習は40問100分、追加取得講習は14問35分）を実施する。

2 受講定員

新規取得講習及び追加取得講習の受講者の合計で80人とする。

3 受講対象者

受講対象者は、講習の区分ごとに、次に掲げるとおりとする。

(1) 新規取得講習

受講申込日において、次のいずれかに該当する者

ア 最近5年間に施設警備業務に従事した期間が通算して3年以上ある者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（施設警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）の合格証明書の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（施設警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上施設警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（施設警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）の合格証の交付を受けている者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（施設警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上施設警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（施設警備業務に係るものを除く。以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けている者で、次のいずれかに該当するもの

ア 最近5年間に施設警備業務に従事した期間が通算して3年以上ある者

イ 1級検定に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 2級検定に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上施設警備業務に従事しているもの

エ 旧1級検定に係る合格証の交付を受けている者

オ 旧2級検定に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上施設警備業務に従事しているもの

4 受付期間

新規取得講習及び追加取得講習ともに平成22年5月17日(月)から同月28日(金)までの間（土曜日及び日曜日を除く午前10時00分から午後5時30分まで）

5 申込先

兵庫県内の各警察署の生活安全課（生活安全第一課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）

6 申込時の提出書類

(1) 新規取得講習を受講しようとする者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書1通

イ 次に掲げるいずれかの書面

(7) 前記3の(1)のアに該当する者については、施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(4) 前記3の(1)のイに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し

(7) 前記3の(1)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(4) 前記3の(1)のエに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し

(4) 前記3の(1)のオに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(2) 追加取得講習を受講しようとする者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書1通

イ 指導教育責任者資格者証等の写し

ウ 次に掲げるいずれかの書面

(7) 前記3の(2)のアに該当する者については、施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(4) 前記3の(2)のイに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し

(7) 前記3の(2)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(4) 前記3の(2)のエに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し

(4) 前記3の(2)のオに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

7 受講手数料

新規取得講習は47,000円、追加取得講習は23,000円相当額の兵庫県収入証紙を講習初日に納付するものとする。

8 受講日の携行品

筆記用具、印鑑及び参考書（警備業法令集等）

9 その他

- (1) 受講者の確定は先着順とし、受講定員に達した時点で申込みを締め切る。
- (2) 申込みは、受講しようとする本人が行うものとする。
- (3) 郵送による申込みは、受け付けない。
- (4) 受講者は、自己の本籍及び氏名を住民票等により確認し、受講申込書の記載に誤りがないようにすること。
- (5) 申込日に、警備業務経験通算年月について確認を行う。
- (6) 警備員指導教育責任者講習受講申込書については、兵庫県内の各警察署の生活安全課及び社団法人兵庫県警備業協会において配布する。

10 講習委託先

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階  
社団法人兵庫県警備業協会

11 問い合わせ先

- (1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課
- (2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課  
電話 (078) 341-7441 内線 3046
- (3) 社団法人兵庫県警備業協会  
電話 (078) 252-0166

警 察 本 部 公 告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成22年 5月11日

契約担当者

兵庫県警察本部長 坂 明

1 調達内容

- (1) 購入物品及び数量  
警棒 2,400本
- (2) 購入物品の特質等  
購入物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。
- (3) 納入期限  
平成22年9月24日（金）
- (4) 納入場所  
兵庫県警察本部
- (5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定されたものであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225

号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。

### 3 入札の参加申込及び入札の方法等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号

兵庫県警察本部総務部装備課 担当 角谷

電話 (078) 341-7441 内線 2333

- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間  
平成22年5月11日(火)から同月25日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)

午前10時から午後5時まで

- (3) 入札・開札の日時及び場所

平成22年6月22日(火)午後1時30分

神戸市中央区下山手通5丁目6番22号 兵庫県警察本部別館8階 会議室

- (4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による入札については、平成22年6月21日(月)午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額の100分の5以上の額の入札保証金を平成22年6月18日(金)午後5時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に契約担当者を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結までに納入しなければならない。ただし保険会社との間に契約担当者を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

- (4) 入札者に要求される義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、説明書で示した物品又はこれと同等のものを納入できることを証明する書類並びに説明書で示した物品と同等のものをもって競争に参加しようとする者にあつては、当該物品が説明書で示した物品と同等であることを証明する資料及び製品の見本等を平成22年6月1日(火)までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

- (5) 入札に関する条件

ア 入札書は、上記3(3)の日時及び場所に直接持参すること。ただし、郵送等による入札の場合は、平成22年6月21日(月)午後5時までに、上記3(1)の場所に必着のこと。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日(平成22年6月下旬)までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となったもの以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書の作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the bid announcement

(1) Person in charge:

Akira Saka, Director of Hyogo Prefectural Police H.Q.

(2) Products to be purchased:

2,400 expandable batons

(3) Due date:

2,400 expandable batons: by September 24, 2010

(4) Delivery place:

The designated place by Director of Hyogo Prefectural Police H.Q.

(5) Deadline for the application forms:

17:00 May 25, 2010

(6) Deadline for bidding:

13:30 June 22, 2010

(7) Secretariat:

Mr. kakutani, Equipment Division, Hyogo Prefectural Police H.Q.

5-4-1, Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8510

Tel (078)341-7441 Ext 2333